

工 事 番 号		工事名												契約金額																				
受 注 者 名														工 期				完成年月日																
考 査 項 目		監 督 員					総 括 監 督 員							検査員（ ）							検査員（ ）							検査員（しゅん工）						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及 び 出来ばえ	I. 出 来 形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※4						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点							点							点													
評 定 点（65±加減点合計） ※1		① 点					② 点							③ 点							④ 点													
評 定 点 計		⑤ ○既済部分（ ）検査があった場合 （① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ③ 点×0.2 + ④ 点×0.2） = 点 ※ただし、③が2回以上の場合は平均値 ○既済部分（ ）検査がなかった場合 （① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.4） = 点																																
7. 法 令 遵 守 等 ※7							⑥ 点																											
評 定 点 合 計 ※8		⑦ 点 ○評定点計（ 点）－ 法令遵守等（ 点） = 点																																
8. 総合評価技術提案 技術提案履行確認※9							履行 不履行 対象外																											
所 見 ※5																																		

※1 65点 + 1.～3.の評定（加減点合計） + 4.～6.の評定（加減点合計） = 評定点 各評定点（①～⑤）は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 所見は、評定点80点以上又は59点以下を評定した場合は、必ず記載するものとする。

※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、総括監督員が行う。

※7 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細 目 別 評 定 点 採 点 表

項目	細別	①監督員	②総括監督員	③検査員	③検査員	④検査員 (しゅん工)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般						0.0点 3.3点	0
	II. 配置技術者						0.0点 4.1点	0
2. 施工状況	I. 施工管理						0.0点 13.0点	0
	II. 工程管理						0.0点 8.1点	0
	III. 安全対策						0.0点 8.8点	0
	IV. 対外関係						0.0点 3.7点	0
3. 出来形 及 び 出来ばえ	I. 出 来 形						0.0点 14.9点	0
	II. 品 質						0.0点 17.4点	0
	III. 出来ばえ						0.0点 8.5点	0
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応						0.0点 7.3点	0
5. 創意工夫	I. 創意工夫						0.0点 5.7点	0
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						0.0点 5.2点	0
7. 法令遵守等							0点	
評定点合計							0点 100点	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 (対象外)				0点	

※ 既済部分（出来形部分・中間・一部しゅん工）検査があった場合 $(①+②+③ \times 0.5 + ④ \times 0.5) =$ 細目別評定点（出来形部分、中間等が2回以上の場合は③を平均する）

既済部分（出来形部分・中間・一部しゅん工）検査がなかった場合 $(①+②+④) =$ 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工 事 成 績 評 定 表 (土木・建築)

課 係

事業年度						工事番号						
工事名						工事場所						
受注者・住所 商号・氏名												
現場代理人		主任技術者				監理技術者						
当初契約年月日				最終契約年月日								
当初着手				最終着手								
工期完了				工期完了								
当初契約金額				最終契約金額								
工事概要	当初		最終		総括監督員				印			
					監督員				印			
					出来形部分・中間検査 一部しゅん工検査	第1回	・	・		印		
						第2回	・	・		印		
						第3回	・	・		印		
						第4回	・	・		印		
						第5回	・	・		印		
しゅん工検査		・	・		印							
工事成績評定点								備考				
出来形部分(中間)検査 一部しゅん工検査		第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		
		③		③		③		③		③		
		点		点		点		点		点		
監督員	①	総括監督員	②	検査員③		検査員④	点		点			
	点		(出来形部分・中間) (一部しゅん工)		(しゅん工)							
⑤評定点計		⑥法令遵守等		⑦評定点合計		点		点				

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

(監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制一般が適切である 「評価対象項目」 ☐ 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後１０日以内に行われている。 ☐ 各種資料により、工事全般にわたり施工管理体制が確立されているのが確認できる。 ☐ 建退共制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、「制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。 ☐ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図が現場に掲示されている。 ☐ 現場の施工体制が、施工計画書、施工体制台帳等と一致している。 ☐ 元請業者が、下請業者の施工状況・施工結果を十分把握している。 ☐ 制作（製造）工場において、施工管理体制が確立されている（工場制作等ない場合は削除）。 ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置が行われ、施工している（工期の遅れがない）。 ☐ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ■ その他 理由：（ ）	施工体制一般がほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 施工体制一般に関して不備があり、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった（改善されなかった）。
		「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・ b 該当項目が60%以上～80%未満・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（０％）＝（０）評価数／（９）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。			
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	技術者等の配置が適切である 「評価対象項目」 ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で適切に行っている。 ☐ 現場代理人として、品質、出来ばえ等の向上のための努力や姿勢がみられる。 ☐ 書類・資料の整理を適切に行っている。 ☐ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 現場と設計図書の精査を十分行っている。また、現場との相違があった場合には、適切に対応している。 ☐ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等によく指導している。 ☐ 技術的判断に優良良質な施工に努めている。 ☐ 積極的に技術提案を行い工事を進めている。 ☐ 作業主任者（労働安全衛生法施行令第6条）を選任し配置している（不要の場合は削除）。 ☐ 専門技術者（建設業法第26条の2）を選任し配置している（不要の場合は削除）。 ☐ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ■ その他 理由：（ ）	技術者等の配置がほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 現場代理人等の配置に関して不備があり、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 現場代理人等の配置に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった（改善されなかった）。
		「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・ b 該当項目が60%以上～80%未満・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（０％）＝（０）評価数／（13）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。			

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が適切である 「評価対象項目」 ☐ 契約書第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を実施し、これにより施工を行っている。 ☐ 施工計画書が着手前（計画変更の場合も含む）に提出され、その内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものである。 ☐ 施工計画書に品質計画に関する記載があり、現場に反映されている。 ☐ 施工計画書と現場の施工方法が一致している。 ☐ 施工管理が、日常的に行われているのが書面で確認できる。 ☐ 施工の各段階での検査・確認が、適時、適切に行われている。 ☐ 施工の各段階での検査・確認の報告が適時、適切に行われている。 ☐ 工事に使用する仮設物・仮設機材等の使用及び管理が適切である。 ☐ 施工記録の整理が、適時・的確に行われている。 ☐ 現場内での整理整頓が日常的に行われている。 ☐ 使用する建築材料・設備機材（以下「材料・機材」という。）の品質保証書・資料・写真が適切に整理されている。 ☐ 現場でのイメージアップ（作業環境の改善、作業場の美化等）に積極的に取り組んでいる（改修工事等で取り組みができない場合は、削除）。 ☐ 施工図の作成に当たり、関連工事と遅滞なく、適切に調整している。 ☐ 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切に行われている。 ☐ 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 ☐ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ■ その他 理由：（ 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	施工管理がほぼ適切である 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	他の評価に該当しない 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	施工管理がやや不適切である 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	施工管理が不適切である 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d
	II. 工程管理	工程管理が適切である 「評価対象項目」 ☐ 施工の各段階でフォローアップ（工程見直し）等を実施し、工程の遅れがない。 ☐ 時間制限等の各種制約があるにもかかわらず、施工の各段階の作業を円滑に行った。 ☐ 現場または施工条件変更への対応が積極的に処理が早い（条件変更がない場合は削除）。 ☐ 近隣住民（入居官署等を含む。）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を図った。 ☐ 休日（行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日）及び代休の確保を行っている。 ☐ 各工程の内容が検討され、関連工事との調整もよく行われており、手戻り工事が少ない。 ☐ 請負者の責による夜間や休日等の作業がなく、余裕を持って工期内に完成した。 ☐ 現場で詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に工程管理を行っている。 ☐ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ■ その他 理由：（ 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	工程管理がほぼ適切である 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	他の評価に該当しない 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	工程管理がやや不適切である 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	工程管理が不適切である 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・c 該当項目が60%未満・・・・・・ d

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が適切である	安全対策がほぼ適切である	他の評価に該当しない	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている（労働安全衛生規則第18条の6、8）。 ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している（指摘等がない場合は削除）。 ☐ 安全教育・訓練等を適時的確に実施し、記録が整備されている。 ☐ 危険予知（KY）、ツールボックスミーティング（TBM）等の日常的な安全活動を実施し、記録（安全衛生日誌等）が整備されている。 ☐ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 ☐ 現場の各工程において、臨機に応じて、墜落・転落、飛来・落下、火災・感電等の対策を行った。 ☐ 過積載防止に積極的に取り組んでいる（過積載の違反がない場合は評価する）。 ☐ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。 ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている（重機作業がない場合は削除）。 ☐ 山留め等について、設置後の点検及び管理が、チェックリスト等を用いて実施されている（山留め等がない場合は削除）。 ☐ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理が、チェックリスト等を用いて実施されている（足場や支保工がない場合は削除）。 ☐ 工事現場における保安設備等（看板・標識の設置、立入禁止措置、誘導員の配置等）の整備・設置・管理が的確である。 ☐ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ■ その他 理由：（ ）			☐ 安全対策に関して不備があり、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった（改善されなかった）。
		「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・ b 該当項目が60%以上～80%未満・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・ d			①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（0）評価数／（14）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切である	対外関係がほぼ適切である	他の評価に該当しない	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 工事施工にあたり、関係官公署等との協議及び調整を行いトラブルの発生がない。 ☐ 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む。）との適切な協議及び調整を行った。 ☐ 工事の目的及び内容を工事看板等により地域住民や通行者等にわかりやすく周知している。 ☐ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について十分な説明を行った。 ☐ 工事全般にわたり、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。 ☐ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に取り組んでいる（単独工事の場合は削除）。 ☐ 「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ■ その他 理由：（ ）			☐ 対外関係に関して不備があり、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった（改善されなかった）。
		「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・ b 該当項目が60%以上～80%未満・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・ d			①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（0）評価数／（7）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	出来形が適切である	出来形がほぼ適切である	他の評価に該当しない	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ 出来形確認記録（写真・工程表・報告書等）が、適切に整理されている。 ☐ 出来形が、設計図書を満足している。 ☐ 出来形の精度、機能・性能、仕上げの程度が良好である。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録によりの確に確認できる。 ☐ 施工の各段階で必要な養生が適切に行われている。 ☒ その他 理由：（ ）			☐ 出来形が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 出来形が不適切であったため、監督員が改造請求を行った。
		「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・ b 該当項目が60%以上～80%未満・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（☒を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（０％）＝（０）評価数／（７）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。			
	細 別	a	b	c	d	e
	II. 品質 建築工事	品質が適切である	品質がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 材料・製品の品質が、報告書、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階で品質管理を行っていることが、書面等で確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の品質が、基本要品質を満足している。 ☐ 不可視部分の品質が、写真、施工記録での確に確認できる。 ☐ 品質管理記録（写真・報告書・資料）が、適時・的確に整理されている。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、品質管理記録により確認でき、良好である。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、品質管理記録により確認でき、良好である。 ☐ 躯体・内外仕上げ工事以外の工事における品質が、品質管理記録により確認でき、良好である（該当ない場合は削除）。 ☒ その他 理由：（ ）			☐ 品質が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 品質が不適切であったため、監督員が改造請求を行った。
		「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・・ b 該当項目が60%以上～80%未満・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・ d	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（☒を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（０％）＝（０）評価数／（８）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。			

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質 電気設備工事	品質が適切である	品質がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	「評価対象項目」 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階で品質管理を行っていることが、書面等で確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験等の結果が、要求品質を満足している。 ☐ 不可視部分の品質が、写真、施工記録で的確に確認できる。 ☐ 品質管理記録（写真・報告書・資料）が、適時・的確に整理されている。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転等の結果が、設計図書の規定値を満足している。 ■ その他 理由：（ 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・ b 該当項目が60%以上～80%未満・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・ d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（0）評価数／（7）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	細 別	a	b	c	d	e
	II. 品質 機械設備工事	品質が適切である	品質がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	「評価対象項目」 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階で品質管理を行っていることが、書面等で確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験等の結果が、要求品質を満足している。 ☐ 不可視部分の品質が、写真、施工記録で的確に確認できる。 ☐ 品質管理記録（写真・報告書・資料）が、適時・的確に整理されている。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転等の結果が、設計図書の規定値を満足している。 ■ その他 理由：（ 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上～90%未満・ b 該当項目が60%以上～80%未満・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・ d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（0%）＝（0）評価数／（7）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

考査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）
5. 創意工夫	■準備・後片づけ関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他（理由：.....） 計 ○点（加点記入）
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具、工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用により副産物及び廃棄物の減少に対する工夫やリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事の配線、配管等での工夫 ☐ 機械設備工事の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他（理由：.....） 計 ○点（加点記入）
	■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事等の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他（理由：.....） 計 ○点（加点記入）
	■安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等の工夫 ☐ 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化の励行等の地球環境への工夫 ☐ その他（理由：.....） 計 ○点（加点記入）
	■施工管理関係	☐ 出来形管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書及び写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ CALSを活用した施工管理の工夫 ☐ その他（理由：.....） 計 ○点（加点記入）
	■その他	☐ その他（理由：.....） ☐ その他（理由：.....） ☐ その他（理由：.....） 計 ○点（加点記入）
	評価項目	【創意工夫の詳細評価】（し点を付した項目について、評価内容を詳述すること）
	評点計：	+ ○点 ※ ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・該当キーワードの数と重みを勘案して評価する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えても良い。 ・加点は、7点以内とする。
		※1. 創意工夫においては、「4. 工事特性」の考查項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。 ※2. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。 ※3. 評価項目及び詳細評価は、総括監督員との合議をもって記述する。 ※4. 「4. 工事特性」との二重評価はしない。 ※5. VE提案が採択され、提案工法が工事特性として評価できない場合は、提案内容に該当する創意工夫の創意工夫キーワード欄にチェックし、評点に2点を目安として加点する。 ※6. VF提案が採択されなかった場合、その他の欄にチェックし、評点に1点を加点する。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

(総 括 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		☐ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 3項目以上該当する場合・・・・・・ a ☐ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 1項目以上該当する場合・・・・・・ b ☐ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 該当項目が無い場合・・・・・・ c ☐ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と余裕のある工程管理がみられた。 □ 工程管理がやや不適切である・・・・ d ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢がみられた。 □ 工程管理が不適切である・・・・ e ☒ その他 D評価及びE評価の場合は、必ず理由欄に評価した理由を記載すること。 理由： 理由：（ ）				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が適切である	安全対策がほぼ適切である	他の評価に該当しない	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		☐ 建設災害（労働災害、公衆災害）の防止への取り組みが適切である（工事期間中に建設災害がない場合には評価する）。 3項目以上該当する場合・・・・・・ a ☐ 安全衛生管理体制を確立し、安全対策に組織的に取り組んでいる。 1項目以上該当する場合・・・・・・ b ☐ 安全衛生管理活動（パトロール・安全教育・訓練等）が、適切に実施されている。 該当項目が無い場合・・・・・・ c ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる（工事特性・創意工夫でも評価すること）。 □ 安全対策がやや不適切である・・・・ d ☐ 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意を持って対応している。 □ 安全対策が不適切である・・・・ e ☐ 休憩室の充実、シャワー施設の設置等の作業環境の改善に積極的に取り組んでいる。 （改善されなかった） ☒ その他 D評価及びE評価の場合は、必ず理由欄に評価した理由を記載すること。 理由： 理由：（ ）				
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	a	a'	b	b'	c
		地域への貢献が特に優れている	地域への貢献が優れている	地域への貢献が特に良好である	地域への貢献が良好である	他の評価に該当しない
		☐ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 4項目以上該当する場合・・・・・・ a ☐ 周辺地域への安全対策（仮設歩道の設置、人的誘導等）に独自に取り組んだ。 3項目該当する場合・・・・・・ a' ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等（仮囲いのデザイン・フラワーボックスの設置・夜間照明等）、周辺地域との調和を図った。 2項目該当する場合・・・・・・ b ☐ 広報活動（PRコーナー、PR看板、見学設備の設置等）や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 1項目該当する場合・・・・・・ b' ☐ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ工事期間中定期的に参加し、地域に貢献した。 該当する項目が無い場合・・・・・・ c ☐ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 ☒ その他 理由：（ ）				

考 査 項 目		法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
7. 法令遵守等			
措 置 内 容		点数	
☐	1. 指名停止3ヶ月以上	-20 点	
☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点	
☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点	
☐	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点	
☐	5. 文書注意	-8 点	
☐	6. 口頭注意	-5 点	
☐	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合	-3 点	
☐	8. その他 理由：		点
☐	9. 項目該当なし		
① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減する措置を行う。 【上記で評価する場合の適応事例】 1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。			

考 査 項 目	細 別	評 価 対 象 項 目	評 価 技 術 事 例
4. 工事特性	■建築規模への対応	(1項目2点) ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他 (理由: _____) 評点 0 点 (加点記入)	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	(1項目2点) ☐ 対象構造物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他 (理由: _____) 評点 0 点 (加点記入)	・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	(1項目2点) ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 (総合評価における技術提案は除く) ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム (機材を含む) の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他 (理由: _____) 評点 0 点 (加点記入)	・ パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・ 特殊な設備システムを採用した工事 ・ 免震装置を設ける工事 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	■厳しい自然・地盤条件への対応	(1項目2点) ☐ 湧水の発生、地下水の影響 (地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他 (理由: _____) 評点 0 点 (加点記入)	・ 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・ 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	■厳しい周辺環境・社会条件との対応	(1項目2点) ☐ 地中埋設物等の作業障害 (以下、1つでも該当すれば6点) ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他 (理由: _____) 評点 0 点 (加点記入)	・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に污水处理装置 (水替え) を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	■施工現場での対応	(1項目4点、最大10点) ☐ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 災害等での臨機の措置 ☐ 施工状況 (条件) に対応した施工・工法等 ☐ その他 (理由: _____) 評点 0 点 (加点記入)	・ 12ヶ月を超える工期で事故がなく完成した工事 (ただし、全面一時中止期間は除く) ・ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 ・ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ・ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ・ 特に困難な調整を要する他工事 (近接区) の請負者が複数ある工事 ・ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ・ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ・ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
	■その他	(1項目2点) ☐ その他、施工及び工法等の優れた技術力として、評価できる場合 (理由: _____) 評点 0 点 (加点記入)	【その他】 ・ 施工及び工法等の優れた技術力として、評価する技術
		評点計 0 点	【工事特性の詳細評価】 (1点を付した項目について、評価内容を詳述すること)

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合は、それぞれの内容について加点評価する。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. 評価した内容は詳細評価内容の欄に記載する。

工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

(検 査 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e		
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が適切である 「評価対象項目」 ☐ 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を実施し、これにより施工が行われている。 ☐ 施工計画書が工事着手前（計画変更の場合も含む）に提出され、所定の項目が適切に記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 施工計画書に品質計画に関する記載があり、現場に反映されている。 ☐ 施工計画書と現場の施工方法が一致している。 ☐ 施工計画書に独自の管理基準（チェックリスト等）を作成し、これにより日常的に施工管理が行われている。 ☐ 施工の各段階での検査・確認が適時、適切に行われている。 ☐ 施工の各段階での検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。 ☐ 工事に使用する仮設物・仮設機材等の使用及び管理が適切である。 ☐ 施工記録の整理が、適時・的確に行われている。 ☐ 材料・機材の品質保証書・資料・写真が適切に整理されている。 ☐ 施工の各段階で、関連工事と遅滞なく調整が十分に実施され、手戻り・手直し工事等がない。 ☐ 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切に行われている。 ☒ その他 理由 { }	施工管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	施工管理がやや不適切である ☐ 施工管理に関して不備があり、検査員が文書による改善指示を行った。	施工管理が不適切である ☐ 施工管理に関して、検査員からの文書による改善指示に従わなかった（改善されなかった）。		
		「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・・・・a 該当項目が80%以上～90%未満・・・・b 該当項目が60%以上～80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・d	①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（〇％）＝（〇）評価数／（12）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	a 出来形が特に優れている	a' 出来形が優れている	b 出来形が特に良好である	b' 出来形が良好である	c 他の評価に該当しない	d 出来形がやや不適切である ☐ 出来形が不適切であったため、検査員が文書による改善指示を行った。	e 出来形が不適切である ☐ 出来形が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ 施工計画書に基づき、出来形の管理を行っている。 ☐ 社内の独自の基準（チェックリスト等）により、出来形の管理を行っている。 ☐ 各種検査（試験）が、適切に行われており、検査（試験）結果も良好である。 ☐ 出来形確認記録（写真・工程表・報告書等）が、適切に整理されている。 ☐ 出来形が、設計図書を満足している。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録で的確に確認できる。 ☐ 施工が良好で精度の高い出来形となっている。 ☐ 施工の各段階で必要な養生が適切に行われている。 ☒ その他 理由 { }						
		「判断基準」 該当項目が90%以上・・・・・・・・・a 該当項目が80%以上～90%未満・・・・a' 該当項目が70%以上～80%未満・・・・b 該当項目が60%以上～70%未満・・・・b' 該当項目が50%以上～60%未満・・・・c 該当項目が50%未満・・・・・・・・・d	①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（〇％）＝（〇）評価数／（10）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

別紙－3②

考 査 項 目	細 別	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	建 築 工 事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
			「評価対象項目」 ☐ 材料・製品の品質が、報告書、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階で品質管理を行っていることが、書面等で確認できる。 ☐ 品質に係る検査（試験）が適切に行われており、検査（試験）結果も良好である。 ☐ 施工の各段階における完了時の品質が、良好である。 ☐ 品質管理記録（写真・報告書・資料）が、適時・的確に整理されている。 ☐ 不可視部分の品質が、写真、施工記録で的確に確認できる。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、品質管理記録により確認でき、良好である。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、品質管理記録により確認でき、良好である。 ☐ 躯体・内外仕上げ工事以外の工事における品質が、品質管理記録により確認でき、良好である（該当ない場合は削除）。 ☐ 危険箇所等に表示または防護を行っている。 ☐ 中間検査や既済検査で確認された施工品質が完了検査時に継続して確認できる（中間検査や既済検査がない場合は削除）。 ■ その他理由 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上～90%未満・・・a' 該当項目が70%以上～80%未満・・・b 該当項目が60%以上～70%未満・・・b' 該当項目が50%以上～60%未満・・・c 該当項目が50%未満・・・d					☐ 品質が不適切であったため、検査員が文書による改善指示を行った。		☐ 品質が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
			①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ 〇 % ）＝（ 〇 ）評価数／（ 11 ）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

考 査 項 目	細 別	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	電 気 設 備 工 事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
		「評価対象項目」 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階で品質管理を行っていることが、書面等で確認できる。 ☐ 品質に係る検査（試験）が適切に行われており、検査（試験）結果も良好である。 ☐ 施工の各段階における完了時の品質が、良好である。 ☐ 品質管理記録（写真・報告書・資料）が、適時・的確に整理されている。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切である。 ☐ システムの総合性能が設計図書を満足し、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 ☐ 運転・点検及び危険箇所等に表示または防護を行っている。 ☐ 中間検査や既済検査で確認された施工品質が完了検査時に継続して確認できる（中間検査や既済検査がない場合は削除）。 ■ その他 理由（ ） 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上～90%未満・・・a' 該当項目が70%以上～80%未満・・・b 該当項目が60%以上～70%未満・・・b' 該当項目が50%以上～60%未満・・・c 該当項目が50%未満・・・d ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（〇％）＝（〇）評価数／（10）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							☐ 品質が不適切であったため、検査員が文書による改善指示を行った。	☐ 品質が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
		機 械 設 備 工 事	a	a'	b	b'	c	d	e		
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	他の評価に該当しない	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
			「評価対象項目」 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の各段階で品質管理を行っていることが、書面等で確認できる。 ☐ 品質に係る検査（試験）が適切に行われており、検査（試験）結果も良好である。 ☐ 施工の各段階における完了時の品質が、良好である。 ☐ 品質管理記録（写真・報告書・資料）が、適時・的確に整理されている。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法が適切である。 ☐ システムの総合性能が設計図書を満足し、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 ☐ 運転・点検及び危険箇所等に表示または防護を行っている。 ☐ 中間検査や既済検査で確認された施工品質が完了検査時に継続して確認できる（中間検査や既済検査がない場合は削除）。 ■ その他 理由（ ） 「判断基準」 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上～90%未満・・・a' 該当項目が70%以上～80%未満・・・b 該当項目が60%以上～70%未満・・・b' 該当項目が50%以上～60%未満・・・c 該当項目が50%未満・・・d ①当該「評定対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除（■を選択）する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（〇％）＝（〇）評価数／（10）対象評価項目数。 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							☐ 品質が不適切であったため、検査員が文書による改善指示を行った。	☐ 品質が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

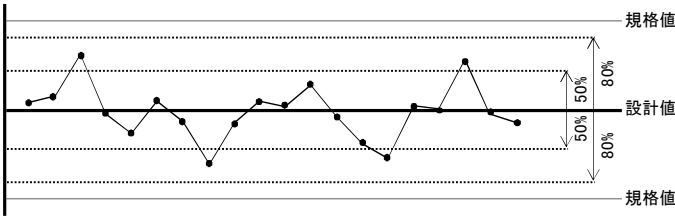
考 査 項 目	細 別	工 種	a	b	c	d	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	建 築 工 事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が悪い	
		「評価対象項目」 ☐ きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、全体的に調和が良い仕上がりである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮（納まり・仕上げ・作動状態）が適切である。 ☐ 仕上がり状態が良好で、色調も均一で色むら等が無い。 ☐ 保全や維持管理に対する配慮が適切である。 ☐ 全体的な美観が良好である。 ■ その他理由（ 4項目以上該当する場合・・・・・・ a 3項目該当する場合・・・・・・ b 2項目該当する場合・・・・・・ c ☐ 全体的な完成度が悪い場合・・・・・・ d 又は該当項目が1項目の場合理由：（					
		電 気 設 備 工 事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が悪い	
		「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、全体的に調和が良い仕上がりである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮（納まり・仕上げ・作動状態）が適切である。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態に異常がなく、品質・性能が優れている。 ☐ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 ☐ 環境負荷低減への対応が優れている。 ■ その他理由（ 4項目以上該当する場合・・・・・・ a 3項目該当する場合・・・・・・ b 2項目該当する場合・・・・・・ c ☐ 全体的な完成度が悪い場合・・・・・・ d 又は該当項目が1項目の場合理由：（					
機 械 設 備 工 事	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が悪い			
「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、全体的に調和が良い仕上がりである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮（納まり・仕上げ・作動状態）が適切である。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態に異常がなく、品質・性能が優れている。 ☐ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 ☐ 環境負荷低減への対応が優れている。 ■ その他理由（ 4項目以上該当する場合・・・・・・ a 3項目該当する場合・・・・・・ b 2項目該当する場合・・・・・・ c ☐ 全体的な完成度が悪い場合・・・・・・ d 又は該当項目が1項目の場合理由：（							

別紙ー4

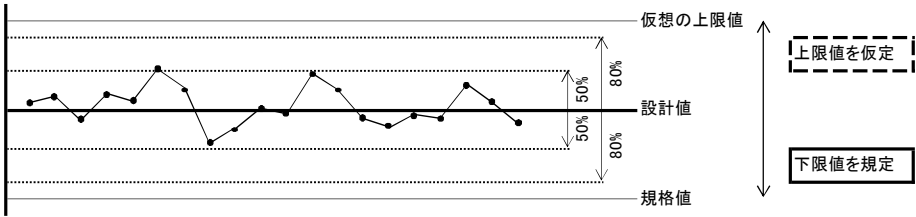
1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]

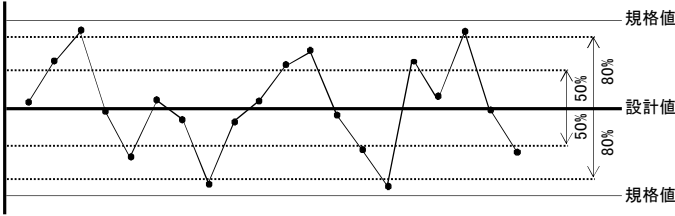
(上・下限値がある場合)
① ばらつきが50%以下と判断される例



(下限値のみの場合)



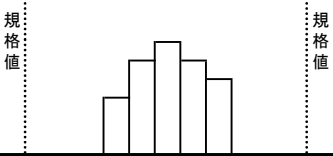
② ばらつきが80%以下と判断される例



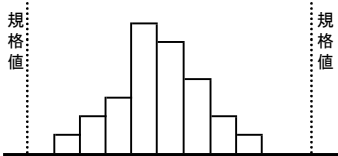
※ 平均値は、設計値以上でなければならない。

[度数表またはヒストグラムの場合]

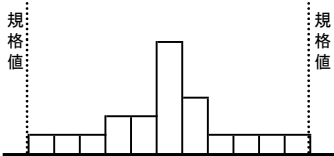
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評価する。なお、多工種で評価対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 上記の場合の評価の工種は、「上記以外の工事又は合併工事」欄を活用する。

3. その他

- (1) 「施行プロセスチェック」を活用して、評価を行う。
- (2) 「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評価を行う。

「施工プロセス」のチェックリスト（建築版）

１．工 事 名

２．工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

所 属 名：

３．施工業者

監督員名：

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
- ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。） 備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項)				備 考	
				契約後 着手前	施 工 中				完成時
1 施 工 体 制	Ⅰ 施 工 体 制 一 般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。(施工中適宜)		／ □	／ □	／ □		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後)	／ □	／ □	／ □	／ □		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工中適宜)		／ □	／ □	／ □		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。(施工中1回程度)		／ □	／ □	／ □		
		○請負代金内訳書 (必要に応じて)	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。(契約後)	／ □					
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。(施工中1回程度)		／ □	／ □	／ □		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。(全ての下請業者を含む。)(施工中1回程度)		／ □	／ □	／ □		
		○施工体制台帳、 施工体系図または 作業分担に関する 資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。)(施工時の当初、変更時)		／ □	／ □	／ □		
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。(施工時の当初、変更時)		／ □	／ □	／ □		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)		／ □	／ □	／ □		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。(施工時 1回／月程度)		／ □	／ □	／ □		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。)(施工時の当初、変更時)		／ □	／ □	／ □		

「施工プロセス」のチェックリスト（建築版）

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄（指示事項）					備 考
				契約後 着手前	施 工 中			完成時	
1 施 工 体 制	Ⅱ 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ／ 監 理 技 術 者 ／ 主 任 技 術 者	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日等を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	／ □	／ □	／ □	／ □	／ □	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中 1回／月程度)		／ □	／ □	／ □		
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。（着手前）	／ □					
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。（着手前）	／ □					
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上）。 (施工中 1回／月程度)		／ □	／ □	／ □	／ □	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)		／ □	／ □	／ □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		／ □	／ □	／ □		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		／ □	／ □	／ □		
		○下請負者の把握	・市の指名停止期間中でない。 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □		
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○設計図書の照査等	・契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)	／ □	／ □	／ □	／ □		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	／ □	／ □	／ □	／ □		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	／ □	／ □	／ □	／ □		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □		

「施工プロセス」のチェックリスト（建築版）

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項)				備 考
				契約後 着手前	施 工 中			
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○施工管理 ・ 建築材料、機材の管理	・ 建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □	
			・ 日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □	
		○建設副産物及び建設廃棄物	・ 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □	
			・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	／ □	／ □	／ □	／ □	
	Ⅱ 工 程 管 理	○工程管理	・ 施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	／ □	／ □	／ □	／ □	
			・ 工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □	
Ⅲ 安 全 対 策		○安全活動	・ 安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等 (施工中適宜) ②店社パトロール (施工中 1 回／月程度) ③安全教育、訓練等 (施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等 (施工中適宜) ⑤新規入場者教育 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □	
		○仮設備点検等	・ 仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①過積載防止対策 (施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等 (施工中 1 回／月程度) ③重機操作時安全点検記録等 (施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録 (施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録 (施工中適宜)		／ □	／ □	／ □	
Ⅳ 対 外 関 係		○関係機関等	・ 関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署 (施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等 (施工中適宜) ③関連工事等 (施工中適宜)	／ □	／ □	／ □	／ □	